

月刊「国際税務」2009年9月号掲載

◆知られざる欧州の税制:第9回◆

アイスランドの法人関連税制概要

森山 進

PwC 中・東欧ホールディングス・パートナー

鈴木 洋之

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース理事長

1 アイスランドの投資環境鳥瞰

米国発のサブプライム問題の余波は、各国に驚くべき速さで伝播し、世界中を不況のどん底に陥れていったが、欧州において最初の犠牲者となったのが「欧米の狭間に浮かぶ島国」アイスランドである。

2009年1月末に連立政権が崩壊したアイスランドは、「世界初のオープン・ゲイである女性首相」(同性愛を公表)、ジグルザルドゥティル氏の下、再出発のための道を模索している。この国を古くから知る人の中には、現況を見ていて、デジャヴ(既見感)を覚える人がいるかもしれない。近年の輝かしい成長神話だけ見ていると信じがたいかもしれないが、この国は80年代後半まで「不安定と停滞」の代名詞だった。漁業依存度が高く、タラなど水産物の値動きと景気が連動し、高インフレに悩まされる、といった構造的な脆弱性を持つ国だった。中央銀行がひたすらお札を刷り続けても物価高騰には追いつかず、市中で現金が不足する事態にまで見舞われた。

その後、規制緩和・銀行を含む国営企業の民営化・外資誘致などを積極的に進めながら、ITインフラを整え、経済構造を抜本的に変えることに成功していく。これを推進したのが、当時首相で最近まで中央銀行総裁を務めたオッドソン氏である。今回の問題が起きるまでは、90年代後半以降の急成長の立役者として国民的英雄扱いだっただ氏は、グリトニル銀行など破綻した4大銀行の元経営陣たちと共に、国民から「極悪人」のレッテルを貼られ、必死の抵抗の甲斐なく新首相に引導を渡された。

それにしても、そもそもなぜアイスランドのような小国の金融機関がGDPの8倍にも上る資産を短時間で構築することができたのだろうか。

その背景には、金融機関の驚くべき営業努力があった。2000年に金融の自由化が完了すると、アイスランドの銀行は資金集めに奔走し、GDPの6倍にもものぼる巨額の借入を海外から行なった。そして、その資金を梃子にして国内不動産投資や、北欧や英国等の企業の買収資金に充てる金を貪欲に生み出していった。しかも、法人のみならず一般市民からの預金集めにおいても、アイスランドの金融機関は強気の姿勢を崩さなかった。英国やドイツをはじめとする欧州各国で、地場の銀行よりも1%以上も高い金利を設定し、インターネットバンキングの分野でも大きな成功を収めていったのである。こうした民間部門の成功のお陰で、様々な経済関連の研究機関はアイスラ

ドを「安定と成長」の代名詞としてもはやし、10%以上の金利のつく国債を買う外国投資家の数はうなぎ登りに増えていった。

ところが、饗宴はいつまでも続かなかった。2007年頃からカネの臭いに敏感なヘッジファンドなどの投資家が、過熱気味の経済に懸念を示し、真っ先に資金を引き揚げ始めた。振り返れば、アイスランドの反転はその頃から既に始まっていたのだろう。その後、昨年10月にはサブプライムの余波でアイスランドの大手銀行が相次いで経営危機に陥り、ついには国そのものが破綻する。高金利という人參に群がった世界中の債権者や預金者のアイスランドに対する怒りは凄まじかった。それは特に英国との間で激しく、国交問題にまで発展しかねない状況だった。

さて、アイスランドの経済面での転落の第一次クライマックスが2008年の10月だとすると、政治面での第一次クライマックスは今年2009年の1月末といえよう。銀行破綻により大量の失業者が生まれ、その数か月間で、政府に対する国民の不満は日に日に増大していった。連日のように繰り返される路上デモは、1月20日頃からの一週間でピークを迎え、デモに参加する人たちは6000名にまで膨れ上がっていたという。アイスランドは人口わずか32万人の国であるから、その規模の大きさも窺い知れよう。

暴徒と化した民衆は、ハーデ政権に対し即時退陣を要求し、まず23日にハーデ首相が健康上の理由で辞任した。しかし、それでも民衆の怒りはおさまらず、25日には商業相が辞任、翌26日には連立政権崩壊のニュースが世界中の新聞の一面を飾った。同様の暴動は、バルト三国やハンガリー、ブルガリア等でも勃発したが、アイスランドのケースは実に劇的であった。その後、社会保障担当相だったジグルザルドゥティル女史が首相に就任し、2月1日に新内閣が成立した。4月25日の総選挙でも氏の率いる左派政権は信任されたが、金融危機、通貨危機、政治危機の三重苦の中で、解決すべき問題は山積している。

アイスランドにとって最大の懸念事項のひとつが、「資本逃避をいかに防ぐか」という点であろう。現状、アイスランド国債(クローネ建て)の取引には政府が資本規制を敷いている。不用意に解禁すれば、国債の投げ売りが起きてクローネは大暴落し、アイスランドは立ち上がることができなくなるからだ。だから外国投資家が保有している4000億クローネ(32億ドル)にもものぼるアイスランド国債は、国際市場で売却したり、クローネの為替取引を行うことが容易にはできない。

この背景には、IMF(国際通貨基金)の意向もある。アイスランドはIMFから総額で21億ドルに上る緊急融資を段階的に受けることになっている(既に10億ドル程度実施済み)。金融市場の混乱を受けて1年半ばに金利を15.5%から12%に引き下げた中央銀行は、通貨のさらなる下落を防ぐよう求めるIMFに応じて、2週間後の1月28日には、政策金利を一気に6%も引き上げて18%に設定した。ところが、そこから半年弱で段階的に再び下げていき、現在では12%となっている。

ただしIMFの「教育的指導」は金利だけでは済まないだろう。国際市場におけるアイスランド国債取引の解禁についても、IMFの意向を踏まえた上で決断せざるを得ないはずだ。IMFの機嫌を損ねると、40億ドルの緊急融資に応じた北欧諸国の機嫌も損ねて、融資を打ち切られる可能性さえある。実際、これらの国々は融資条件として、「IMFの指導に基づく、金融システムを含む経済全体の構造改革が可及的速やかに実施されること」という趣旨の文言を合意書に入れている。アイ

スランド政府は、IMF の意向等も加味しながら、引き続き慎重な対応を強いられるだろう。

もう一つ、アイスランド経済における重要なポイントとしては、「EU に加盟すべきか」という論点が挙げられる。ここで考えるべきは、アイスランドは既に EEA(欧州経済領域)参加国であるということだ。EUにおける人、物(商品)、カネ(資本)、サービスに関する移動の自由は EEA 参加国にも適用される。すなわちアイルランドは EU に加盟しなくても、EU 加盟国と自由な交易を行うことができるのである。つまり、「EU に加盟すべきか」という論点を実質的に意味するところは、「EU に加盟し、さらにユーロを導入すべきか」という点に集約できる。アイスランドの現状を鑑みるとユーロ導入条件をクリアするのは容易ではないが、導入によるメリットは決して少なくないだろう。実際、アイスランドの貿易相手国の半数以上はユーロ圏の国々である。もっとも、ユーロ以前に EU 加盟に伴う問題として、アイスランド政府には、タラ等の漁業権について、「超国家」である EU に監督されたくない、という本音がある。しかも、わが国と同様、伝統的に捕鯨国であるため、捕鯨を禁止している EU との調整も難航するだろう。

いずれにせよ、アイスランドの EU 加盟およびユーロ導入について、アイスランド国民、政治家、IMF、北欧諸国など、様々な利害関係者の思惑は錯綜しており、調整は一筋縄ではいかないだろう。そもそもアイスランドの EU 加盟に関しては、より本質的な問題として「大きな力の影響から自由でいたい」という強い国民感情があるからだ。1944 年にデンマークから独立するまで長い間他国の支配下にあったこの国の人たちの独立心は、外国人には到底理解できないほど強固なものになっていったのである。

ところで、仮に EU に加入しない場合、どのようなシナリオが想定されるのだろうか。一つは、隣国ノルウェーとの通貨同盟であろう。もう一つは、東欧の小国が行なっているような、事実上のユーロ導入である。モンテネグロ、コソボ、ボスニアヘルツェゴビナなど、EU 非加盟国であっても、通貨を勝手にユーロに切り替えてしまっている国も存在する。法的あるいは道義的問題は別として、可能性としては否定できないだろう。

以上、アイスランドを取り巻く直近の状況を俯瞰してみた。本稿執筆時点(2009 年7月16日)に、ようやく議会において EU 加盟交渉開始が承認されたが、最終的には国民投票を実施して、EU 加盟の是非を問うことになる。今後、現政権が上述の2点に関してどのように方針をまとめ、国民をはじめとする利害関係者の納得を得ていくかが注目される。

アイスランド	
首都	レイキャビク
面積	10.3 万平方キロメートル
人口	319,326
公用語	アイスランド語
通貨	アイスランド・クローナ
EU	非加盟国
NATO	加盟国
欧州経済領域 (EEA)	加盟国
独立	1944 年 (デンマークから)
GDP (2008)	102 億ユーロ
輸出に占める漁業の割合	37% (2008)
失業率	3% (2008)

2 法人にかかる税

I 法人税

◆納税義務者及び課税所得の範囲

アイスランドで登記されている法人、又は事業の管理支配地をアイスランドに置く法人は、アイスランドの内国法人に該当する。内国法人は全世界所得が課税所得となる。外国法人はアイスランドの源泉所得のみが課税対象所得となる。

◆税率及び課税所得

2009 年1月1日より、アイスランドの法人税率は 15%となっている。課税所得は、会計上の利益に加算減算調整を行い算定する。一定の例外を除き、全ての所得が課税対象となり譲渡所得や利子等も含まれる。

アイスランドは、英独仏といった欧州主要国やポーランド、チェコといった新規 EU 加盟国並びに米国やロシア等と租税条約を締結しているが、わが国とは締結していない。

◆外国法人の支店

外国法人はアイスランドに支店を設立し、外国の本店における活動範囲内で事業活動を行うことができる。また、支店は、恒久的施設とみなされ、事業活動にかかる所得に対し 15%の法人税が課される。支店は課税所得算定のための全てのデータを含む会計帳簿を作成しなければならない。

◆配当金

以下の要件を充たす法人からアイスランド内国法人が受け取る配当金は、原則として、非課税 (100%益金不算入)となる:

・課税対象のアイスランド内国法人等

・アイスランドと同様の法人税制度が適用される国に所在する法人等

なお、EU 諸国にある資本参加免税制度と異なり、配当受領株主に対して、持株比率や保有期間に関する要件は設定されていない。配当受領株主の挙証責任としては、特に、2点目の国外源泉配当金について、その国の税制が「アイスランドと同様の内容」であるかについてだが、これは実務上「欧州経済領域（EEA）及び OECD 加盟国の法人税率よりも低くないこと」と解釈されている。従って、対象国の中で最低税率は 10%なので、10%以下の法人税率を課す国からの配当金については、当該制度は適用されないことになる。

◆譲渡益課税

アイスランドでは、原則として、キャピタルゲインは他の課税所得と合算され、通常の法人税の対象となる。固定資産の売却に際し、譲渡対価を他の固定資産に再投資した場合、当該資産が売却されるまで課税の繰り延べが認められる。

なお、2009 年度より、株式保有比率や期間等に関わらず、法人による株式売却益は実質的に非課税となった（控除の形式を取る）。但し、これは欧州経済領域（EEA）加盟国の株主にのみ認められており、日本のような非加盟国の株主については課税対象となる。なお、株式譲渡損については課税所得から控除できない。

◆減価償却費

資本的支出は直接損金算入できず、当該有形及び無形資産と共に減価償却を通じて損金に算入され、残額はその処分時に即時償却される。固定資産の減価償却率は以下の通りである。

【資産の償却率】

資産タイプ	償却率
建物・構築物	1%-3%
産業用機械等	10%-30%
器具・備品等	20%-35%
一定の機械及び装置	20%-35%

なお、暖簾は5—10 年を耐用年数とすることができる。

◆有価証券の取得費用

原則として、株式その他の有価証券の取得費用（借入にかかる利子を含む）は、原則として、損金算入できる。

◆繰越欠損金

アイスランドでは、欠損金は 10 年間にわたり繰越が認められる。欠損金の繰戻は認められていない。

◆源泉税

① 配当金

アイスランドの配当源泉税率は、配当受領株主が居住者・非居住者に関わらず、2009 年度より

10%に統一された(これまでは非居住者の場合は 15%だった)。また、配当受領株主が居住者又は欧州経済領域(EEA)居住者である場合は、10%の源泉税は課されるが、翌年還付されるため、実質的に非課税となる。

② 利子

アイスランドでは、申請により非居住者に支払われる利子にかかる源泉税は免除される。申請がない場合には、10%の税率が課されるが、翌年賦課決定時に還付される。

③ 使用料

ロイヤリティーには、原則として、15%の税率が課される。

◆移転価格税制

アイスランド法人税法には、移転価格に関する特別な規定は盛り込まれていない。但し、実務上、関連企業間取引には、独立企業間原則の適用が求められる。関連者間における取引価格が非関連者間の類似取引価格と乖離し、アイスランド法人から他国に所在する法人への所得移転が認められる場合、税務当局は課税所得を増額更正する権限をもつ。なお、アイスランド法人税法には、移転価格に関する文書化規定はない。また、事前確認制度も規定されていない。

◆過少資本税制

アイスランド法人税法には、過少資本税制は規定されていない。但し、判例に基づき、当局が濫用防止の観点から支払利息の損金否認を行う可能性については否めない。

◆連結納税制度

アイスランド内国法人で構成されるグループ企業は、90%以上の持株関係など一定の条件を満たすと、連結納税制度を利用することができる。当局に対する書面による事前申請が必要で、効力は5年間と規定されている。

◆事前確認制度(拘束的税務裁定制度)

アイスランド税法では、特定の取引や状況において適用される税務解釈等について、税務当局に対し事前確認を申請することができる。事前確認された内容は、税務当局に対して拘束力を持ち、当局は事前確認内容を否認することはできない。

◆申告及び納税

課税年度は、事業年度である(通常、暦年であるが、特別な理由がある場合、納税者は申請により他の連続する12か月を選択できる場合もある)。法人は、課税年度終了後、5か月以内に確定申告書を当局に提出しなければならない。

また、納付については、1月と10月を除く10か月間、過年度納付額の10%に相当する額を月次で予定納付する必要がある。なお、申告書を提出した年の10月末日までに当局は賦課決定通知を発行しなければならない。

II 間接税

◆付加価値税(VAT)

アイスランドでは付加価値税(VAT)が導入されている。VATは、ほとんどの商品やサービスに対

し課税される。

【VATの税率】

標準税率は 24.5%だが、食料品や書籍等に対しては7%の軽減税率が適用される。また、輸出等には免税率(0%)が適用される。VAT 非課税取引としては、銀行業等の金融サービス、保険、医療サービス、環境に優しい乗用車等が含まれる。

【申告と納税】

原則として VAT 申告は2か月毎で行わなければならない。VAT 申告書は、申告月の末から 35 日以内に提出しなければならない。なお、VAT 申告書作成に関わる証憑は、7年間保管しなければならない。